

姫路市中規模多数利用建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多数の者が利用する施設の耐震改修の促進を図り、もって安全・安心な住まいづくり及びまちづくりを推進することを目的に、市内に存する多数の者が利用する施設の所有者又は管理者が実施する当該施設の耐震診断に係る費用の一部を補助する姫路市中規模多数利用建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模多数利用建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物以外の特定既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号の耐震不明建築物に限る。）のうち、法第15条第2項の規定による指示の対象となるものであって、同項第1号及び第2号に掲げるものをいう。
- (2) 特定既存耐震不適格建築物 法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添の指針により、既存建築物の耐震性を診断することをいい、当該診断に必要なコンクリートのコア抜き、鉄筋探査等の調査を含むものとする。
- (4) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。
- (5) 小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校をいう。

(補助金の交付の対象となる施設)

第3条 補助金の交付の対象となる多数の者が利用する施設は、当該施設を構成する建築物が、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 姫路市内に存する建築物であること。
- (2) 中規模多数利用建築物であること。
- (3) 過去に姫路市緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業補助金交付要綱（平成24年4月27日制定）若しくは姫路市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業補助金交付要綱（平成26年6月6日制定）による耐震診断又は姫路市の耐震診断における補助金の交付を受けていない建築物であること。

（補助金の交付の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条で定める補助対象となる建築物の所有者又は管理者で耐震診断等の実施及び補助金の交付等について所有者の同意を得ているもの（以下「所有者等」という。）。
 - (2) 国又は地方公共団体でない者
 - (3) 国又は地方公共団体に関連する法人でない者
 - (4) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、当該診断に要する経費、又は次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じて定める同表の右欄に掲げる補助対象限度額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額以内の額とする。

建築物の用途	補助対象限度額
以下に掲げる用途以外のもの	5, 140千円
小学校等	4, 370千円
幼稚園又は保育園	2, 700千円

- 2 前項の耐震診断に要する経費の額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、市長が別に定める一の建築物ごとに算定するものとし、1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、耐震診断者と耐震診断に係る契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断対象建築物概要書（様式第2号）
- (2) 建築物の付近見取図
- (3) 配置図、平面図及び立面図
- (4) 建築物の所有者が確認できる書面
- (5) 建築物の建築確認通知書又は検査済証
- (6) 耐震診断に係る経費の見積書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとし、交付しないことと決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付して決定するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 補助金交付決定通知書を受けた後、速やかに耐震診断に着手すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

（事業廃止の届出）

第9条 第7条第1項の規定により補助金を交付することと決定された者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定の対象となった建築物の耐震診断

を取り止めたときは、速やかに事業廃止届（様式第5号）及び補助金交付決定通知書（次条第2項の通知を受けたときは補助金変更交付可否決定書）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第10条 交付決定者は、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更に係る事業に着手する前に、補助金変更交付申請書（様式第6号）及び次の各号に定める書類により市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 耐震診断対象建築物概要書（様式第2号）
- (2) 補助金交付決定通知書
- (3) 補助対象経費の積算内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第7条の規定は前項の申請について準用する。この場合において、市長は、補助金変更交付可否決定書（様式第7号）により、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた建築物の耐震診断が完了したときは、当該建築物の耐震診断が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日又は当該会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に係る契約書及び領収書
- (2) 耐震診断結果報告書等の写し
- (3) 補助金交付決定通知書の写し
- (4) 補助金変更交付可否決定書の写し（交付決定の変更がある場合）

（補助金の額の決定等）

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の通知を受けた交付決定者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、市長の定める期限までに補助金交付請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還請求書（様式第12号）により、当該通知日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第16条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは除く。

2 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の様式第10号の規定は、令和3年4月1日以降に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。